

氏名 (法人にあっては名称)	テプコカスタマーサービス株式会社
住所	東京都港区芝三丁目2番地18号 NBF芝公園ビル

自社等発電所(*1) の有無	無		
電気事業の概要	特別高圧、高圧、低圧（非住宅）の建物・施設のお客さまを対象に、全国（関東・沖縄を除く）で電力小売事業を実施しています。		
電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制	新電力事業本部長（副社長）を責任者とし、電源調達・需給運用チームにて計画を遂行、企画総括チームにて基本方針の遂行状況を評価・フィードバック等を行っております。 評価結果は次年度の環境目標設定時に反映することとしております。		
電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制に関する措置及び目標	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績（2022年度）	0.447 (kg-CO ₂ /kWh)	0.417 (kg-CO ₂ /kWh)
	当年度目標（2023年度）	— (kg-CO ₂ /kWh)	— (kg-CO ₂ /kWh)
	短期目標（2025年度）	— (kg-CO ₂ /kWh)	— (kg-CO ₂ /kWh)
	長期目標（2033年度）	— (kg-CO ₂ /kWh)	— (kg-CO ₂ /kWh)
	(目標に係る措置の考え方) ・市内のみの数字が確定できないため、全国値を使用。 ・東京電力グループ全体で、販売電力由来のCO ₂ 排出量を2013年度比で2030年度に50%削減することを目標として取り組んでおります。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。
 *2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。
 *3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したのから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2022 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2023 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2025 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2033 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2022 年度)	311,128 (千kWh)	8.12 (%)
	当年度目標 (2023 年度)	極力活用 (千kWh)	極力活用 (%)
	短期目標 (2025 年度)	極力活用 (千kWh)	極力活用 (%)
	長期目標 (2033 年度)	極力活用 (千kWh)	極力活用 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	・ 特にございませぬ。		
	・ 弊社は自社発電施設を保有しておらず、今後も保有計画はございませぬ。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	・ 需要家が小売電気事業者を選択する際の一助となるよう、弊社ホームページ上で電源構成を公表しています。		
	・ 30分毎の電力量や電気料金等をWeb上で確認できるサービスを継続いたします。 ・ 電気のご使用量が、予め設定していただいた上限値に達した場合にメールでお知らせするサービスを継続いたします。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	・ 社内での省エネ推進、本社事務所におけるグリーン電力証書の利用を実施継続しています。		
	・ 弊社は自社発電施設を保有しておらず、今後も保有計画はございませぬ。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気のパurchase量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高压地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。